

●香川県選挙管理委員会告示第17号

平成23年4月10日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成23年4月1日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,820,700円
丸亀市選挙区	5,768,700円
坂出市選挙区	5,594,400円
善通寺市選挙区	5,051,800円
観音寺市選挙区	5,355,300円
さぬき市選挙区	5,750,900円
東かがわ市選挙区	5,135,500円
三豊市選挙区	5,525,300円
小豆郡選挙区	5,050,800円
木田郡選挙区	5,878,500円
綾歌郡選挙区	5,659,700円
仲多度郡第一選挙区	4,957,500円
仲多度郡第二選挙区	5,514,100円